

対象工作物及び事前調査の資格

区 分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物 ＜石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）＞ ＜大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項第3号の規定に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号、一部改正 令和5年環境省告示第48号）＞	① 反応槽	工作物石綿事前調査者
	② 加熱炉	
	③ ボイラー及び圧力容器	
	④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	
	⑤ 焼却設備	
	⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	
	⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）	
	⑧ 変電設備	
	⑨ 配電設備	
	⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	⑫ トンネルの天井板	
	⑬ プラットホームの上家	
	⑭ 遮音壁	
	⑮ 軽量盛土保護パネル	
	⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	
	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
特定工作物以外の工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上記①～⑰以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等） 【注】塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業《塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。》に限って有資格者による事前調査が必要。	

文書及び目視両方による調査を必要としない事前調査について

	事前調査の対象	事前調査の実施方法
1	既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等	当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法
2	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第一項の有害物質一覧表確認証書（同条第二項の有効期間が満了する日前のものに限る。）又は同法第八条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書（同法附則第五条第二項に規定する相当証書を含む。）の交付を受けている船舶	当該船舶に係る同法第二条第六項の有害物質一覧表を確認する方法
3	建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）	当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
4	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成十九年十月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
5	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成二十一年四月一日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
6	平成十八年九月一日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成二十一年四月一日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
7	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成二十三年三月一日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
8	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成二十四年三月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



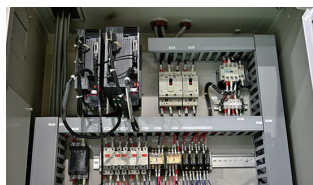
貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備※ ² |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備※ ³ |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備※ ¹ | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備※ ⁴ |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※⁵
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※⁶
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が

必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

- ・ 工作物石綿事前調査者
- ・ 一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は

不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、**登録講習機関で受講できます！**

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



環境省
Ministry of the Environment



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare